

長野県森林づくり県民税 に関する基本方針

平成29年12月
長野県

中野市

今後の森林づくりの方向性

1

- 様々な観点から出された意見等を踏まえ、森林税の必要性等について、改めてゼロベースで検討し、今後の森林づくりにおいて取り組むべき課題を抽出。

- 局地的な豪雨が頻発する傾向が強まっており、県民の生命、財産を守るために、防災・減災の観点で整備を進める必要。



- 過疎化や高齢化が急速に進行し、森林管理の空洞化も深刻さを増していることから、住民協働による里山の整備を促進するとともに、森林資源の多面的利用を進めることで、自立的・継続的な森林管理を構築することが必要。



- 森林整備や多面的利活用を推進するリーダーやコーディネートできる人材の育成が必要になるとともに、教育や観光等の森林の多面的な利活用も必要。



- 広い県土を有する本県では、様々な課題に対応するためには、地域の実情に精通した市町村の役割が極めて重要。



(1) 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備

「防災・減災」のための里山整備

・科学的知見を用いて防災・減災の観点からの整備の必要性が高い森林の整備を実施。

[災害の起こりやすさ]
山腹崩壊危険度
(地質・傾斜等で分類)

+

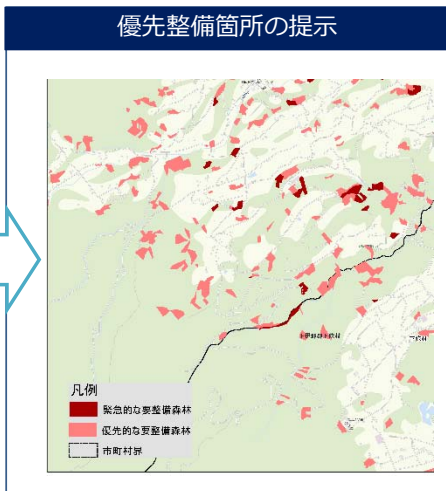
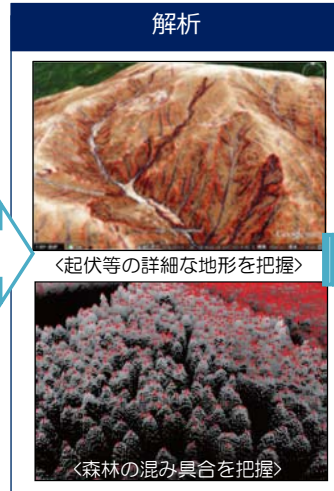
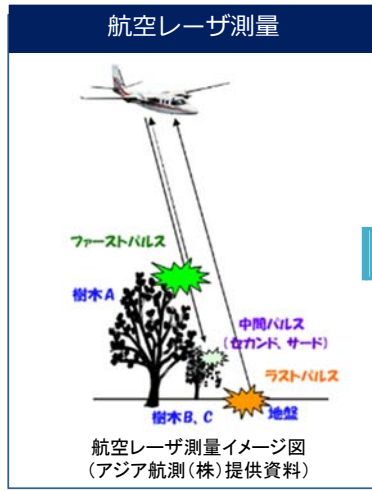
[県民生活への影響度]
保全対象との位置関係
(集落等からの距離で分類)

+

[森林整備の緊急度]
森林管理の状態
(森林の混み具合)

=

優先整備箇所



(1) 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備

防災・減災のための里山整備



地域の合意形成

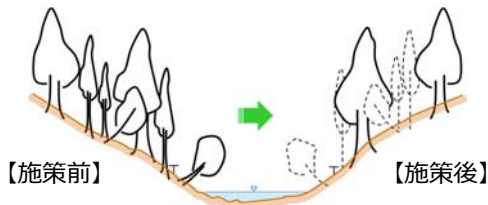


整備箇所の決定



河畔林の整備

- 河川沿いの立木については、豪雨時に倒れ、橋梁部で川をせき止めるなど、水害の発生要因となる恐れがあることから、防災・減災の観点での河畔林整備が必要。



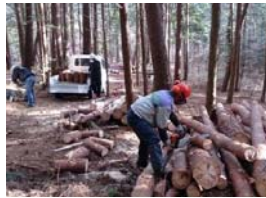
県民協働による里山の整備・利用

「長野県森林づくり条例」に基づく「里山整備利用地域」の制度を活用し、住民協働による里山の整備や資源の利活用を進めることで、森林と地域の関係性を再生し、自立的・持続的な長野県独自の森林管理を構築。

里山整備利用地域制度の活用



地域協議会による活動



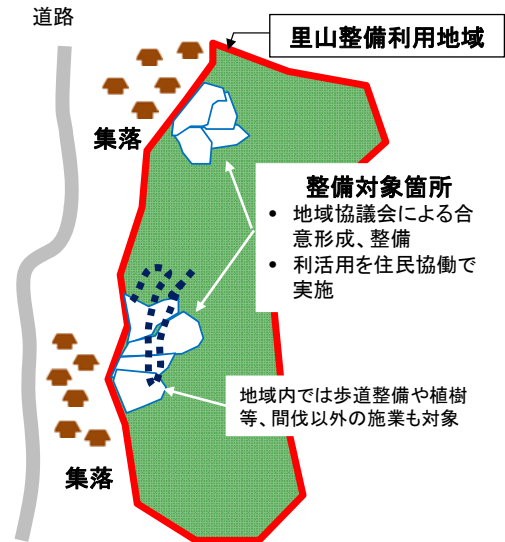
里山資源の利活用



里山を活用した教育

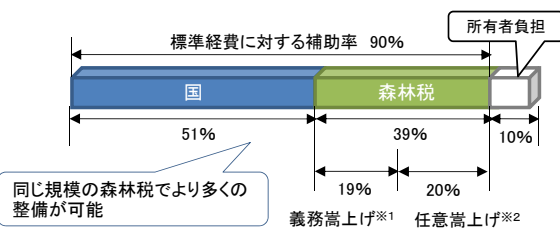


ボランティア作業



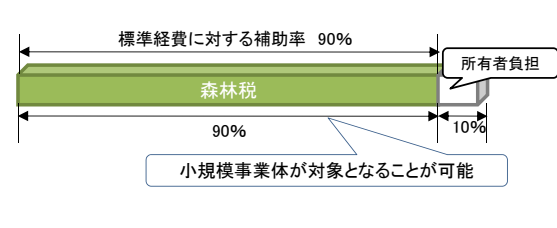
- ・ 市町村長の申し出により知事が認定
- ・ 【里山整備利用地域】 地域協議会を立ち上げ
- ・ 自立的・持続的な活動に向けた支援を実施

間伐事業の補助率



同じ規模の森林税でより多くの整備が可能

30ha以上、まとまった里山整備をする場合



小規模事業者が対象となることが可能

小規模な面積の里山整備を実施する場合

※1 国庫補助事業を実施する場合に県に求められる負担額（地方交付税の対象になっているが、地方交付税の措置額以上に積極的に造林事業に取り組んでいる状況であり、森林税の充当が必要）
 ※2 県の判断による高上げ

事業要件の見直し

- ・ 小規模分散的な森林の整備を進めるために、要件を見直してNPOや小規模事業者など多様な担い手の参画を促進。

現状

- 【里山整備事業】
- ・ 1箇所当たりの間伐面積 1ha以上
- 【里山集約化事業】
- ・ 1事業地当たりの集約化面積 10ha以上



今後

- 【里山整備事業】
- ・ 1箇所当たりの間伐面積 0.1ha以上
- 【境界明確化等条件整備事業】
- ・ 1事業地当たりの面積要件なし

搬出間伐の促進

間伐作業と木材の搬出作業を一体的に行う「搬出間伐（作業路整備を含む）」への支援を追加（搬出作業を前提とした間伐を同一事業者が行うことにより、効率的な実施が可能となり、搬出間伐への意欲をより一層喚起）。



里山資源の利活用

里山整備利用地域においては、自立的・継続的な里山の利活用を推進するため、遊歩道整備や機材導入に必要な経費を支援



(2) 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用

- 搬出した間伐材等を身近な環境で積極的に利活用することにより、自立的・持続的な森林管理の体制を構築。
- 子どもの居場所や多くの方が利用又は目に触れる施設等の木質化を推進。
- 薪の流通や松くい虫被害材のエネルギー活用の仕組みづくりを推進。



子どもの居場所の木質化



県産材と身近に触れ合う体験活動



薪等の里山資源の流通、利活用の仕組みづくり



県産材を利用した公共サイン

(3) 森林づくりに関わる人材の育成

- 自立的・持続的な森林管理を進めるため、森林の整備や多面的利活用を推進するリーダーや、多くの関係者をコーディネートする人材を育成。
- 森林への期待や利活用の形態が多様化しているため、森林づくりに関わる人々の力を結集。



地域リーダーの育成



安全を確保するための技術講習



森林セラピー等地域コーディネーター育成

(4) 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用

- 豊かな森林を活かした自己肯定感を高める自然教育・子育てを推進。
- 観光の視点から森林整備による美しい景観形成や森林セラピー等の森林の利活用を推進。



学校林の整備



「信州やまほいく」のフィールド整備



景観整備

(5) 市町村に対する財政調整的視点での支援

- 各地域の様々な課題に応じた森林整備等の取組が不可欠であり、市町村がきめ細やかな対応を行う財源が必要。
- 市町村の森林面積等に応じて再配分を行う財政調整的な性格の支援が不可欠。

新たな森林づくり推進支援金

予算額 90,000千円/年

財政調整の役割を明確化

- 民有林面積等の割合に応じて配分
- 事業内容や実施成果は市町村で公表(市町村広報誌、ホームページ等に掲載)
- 森林整備への高上げについては対象外(市町村単独で搬出支援をする場合などは対象)

市町村が配分された予算に応じて事業を選定・実施

【活用事例】



松くい虫被害対策



公園への木製ベンチ設置



上下流の交流による森林づくり



緩衝帯整備

①住民等が中心となって里山の多様な資源を活用したい地域の場合

みんなで里山に通う歩道を整備したい！

住民協働で薪用の間伐材を確保したい！

森林づくりの担い手が少ない！

市町村の申請に基づき里山整備利用地域に認定

境界明確化等支援 県民協働による里山整備支援

遊歩道整備支援 間伐支援 搬出間伐支援

地域活動支援

・リーダーやコーディネート人材の育成
・住民への技術講習（県事業）

○里山整備利用地域は、「長野県ふるさとの森林づくり条例」に基づき県が認定（申請は市町村）
○県民協働による里山整備（間伐）への支援や、地域活動支援、遊歩道整備は、里山整備利用地域であることが条件
○図で示した事業導入例以外にも、目的等に応じて他事業の活用が可能

活動推進主体の立ち上げ支援

搬出間伐、資機材導入支援

②防災・減災のための森林整備を進めたい地域の場合

手が入らずに放置された森林が心配！

災害に強い森林づくりを地域ぐるみで進めたい！

市町村の申請に基づき里山整備利用地域に認定

防災・減災のための里山整備支援（搬出間伐及び作業路開設含む）

県が優先整備箇所の図面を提示

間伐支援 間伐支援

地域活動支援

河畔林整備

○防災・減災のための里山整備への支援は、県のデータに基づき実施箇所を絞り込んだ上で実施
○里山整備利用地域であれば、地域活動に対する支援も可能
○河畔林整備は、里山整備利用地域以外でも活用可能

河畔林整備（事業主体：県・市町村）

災害に強い森林づくりのための地域活動支援（植栽地の保全等）

③松くい虫被害対策が急務な地域の場合

松くい虫被害を拡大させたくない！

・国庫補助事業の対象となる松林は従来の事業で対応
・森林税を活用する松くい虫被害対策は、国庫補助対象以外のもの

森林づくり推進支援金による松くい虫被害木処理

被害木処理

従来の松くい虫対策事業

被害木処理支援(里山再生)

被害木チップ化モデル支援

市町村の申請に基づき里山整備利用地域に認定

○森林税を活用した松くい虫被害対策は、被害木活用モデル(チップ化等)支援や森林づくり推進支援金(市町村事業)で対応可能
○里山整備利用地域認定箇所では、県民協働による里山整備として、間伐に加え被害木処理も可能

被害木活用モデル

県民協働による里山整備としての被害木処理や里山再生も支援

④森林を活用した教育活動等を進めたい地域の場合

子ども達が気軽に森林に親しめる環境を作りたい！

子ども達に森林の体験をさせたい！

市町村の申請に基づき里山整備利用地域に認定

林間整備等による保育の安全性確保

信州やまほいくのフィールド整備支援

学校林整備支援

・自然教育・野外教育プログラムの開発普及と指導人材育成(県事業)

○学校林整備や信州やまほいく認定園のフィールド整備に対応可能
○里山整備利用地域認定箇所では、県民協働による里山整備として間伐支援あり。加えて、遊歩道の整備や森林教育等の地域活動への支援も可能
○県が自然教育・野外教育プログラム開発や指導人材育成を行い、教育活動に取り組む団体、地域をサポート

森林教室等の地域活動支援

学校林の整備による自然教育・野外教育の推進

- 課税期間 … 平成30年度からの5年間
- 税率 … 個人県民税 年額500円
法人県民税 均等割額の5%
- 実施事業 … 事業の内容や概算事業費、成果目標等については別紙「森林づくり県民税活用事業」のとおり

運用上の改善事項

○県民の皆様からの御理解をいただくための取組

若年層等の比較的認知度が低い世代を意識した積極的かつ効果的な広報や、身近な場所で森林税の成果を実感していただけるような取組を強化。

○森林税の運用に対する検証機能の強化

新たに副知事を座長とする庁内推進組織を設置し、事業成果の検証や必要な制度・事業の見直し等を検討。

○コンプライアンスの確立

事業を適正に執行するための取組の徹底と県組織全体としても県民起点の意識改革や風通しのよい組織づくりなどのコンプライアンスの推進に取り組み、県民の皆様からの信頼回復に全力で取り組む。

○国の森林環境税(仮称)との関係

国の森林環境税(仮称)の用途等が具体的に明らかになった段階で、必要な場合には本県の森林税のあり方について再検討を行うこととする。